

平成19年度から

皆さんの住民税が変わります

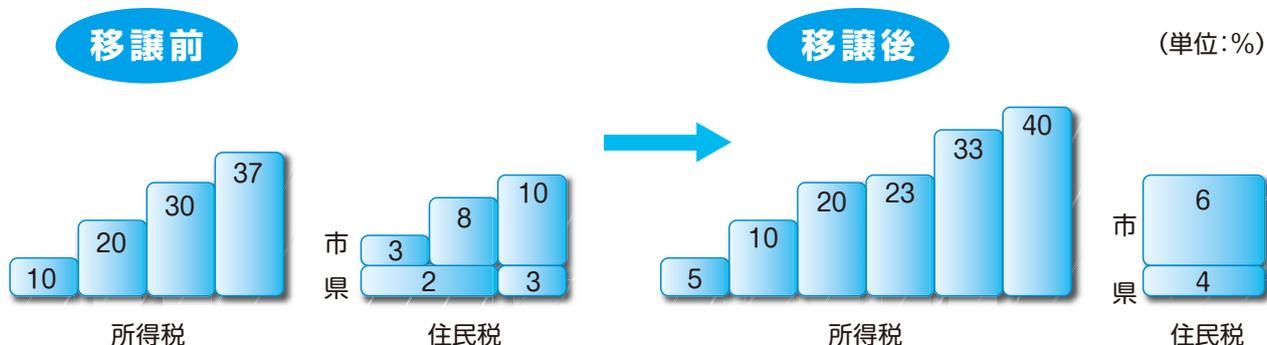
地方自治体が自主性を発揮し、より身近なサービスを行うために進められてきた三位一体の改革。その一環として、国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲が行われます。

税源移譲に伴い、皆さんが納めている住民税が大きく変わりますのでお知らせいたします。

税源移譲により住民税の税率が一律10%に

国と地方の税金の配分のあり方を見直すために、住民税を増やし、所得税を減らす税率の改正を実施します。これにより、市は行政運営に必要な財源を国庫補助金の形で国から配分されるのではなく、直接得る割合が増え、国の基準に縛られることなく地域の実情や住民ニーズにあった事業・サービスを行うことができるようになります。

- 所得税** **平成19年1月分から適用** → 4段階の税率を、**6段階に細分化**
(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)
- 住民税** **平成19年6月分から適用** → 3段階の税率から、**一律10%に**
(県民税4%・市民税6%)



いつから変わるの？

所得税を給与や年金から天引きされているほとんどの方は、給与については平成19年1月分から、年金については2月分から所得税が減り、6月からは住民税が増えることとなります。

事業所得等、確定申告により所得税を納付する人は、6月から住民税が増え、平成20年の申告時(予定納税の場合は平成19年7月、11月及び確定申告時)に納税する平成19年分の所得税額が減少します。

税負担は変わるの？

税源移譲は、税源の移し替えなので、所得税と住民税とを合わせた全体の税負担が変わることは基本的にありません。

(景気回復のための定率減税措置が廃止されることや、納税者の皆さんの収入増減など、別の要因により実際の負担額は変わりますのでご注意ください。)

定率減税が廃止に

景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として、平成11年度から実施されてきました定率減税が、最近の経済状況を踏まえ廃止されます。

平成18年

所得税：平成18年1月分から
税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)
住民税：平成18年6月分から
税額(所得割)の7.5%相当額を減額(2万円を限度)

平成19年以降

所得税：平成19年1月分から廃止
住民税：平成19年6月分から廃止

税源移譲前後の税額の計算例

夫婦+子供2人の場合 (子供のうち1人は 特定扶養に該当)

給与収入500万円(年額)

	平成18年度分	平成19年度分
住民税	80,000円	住民税 139,500円
定率減税	△5,700円	
所得税	119,000円	所得税 59,500円
定率減税	△11,900円	
合計	181,400円	合計 199,000円
定率減税廃止による負担増		17,600円
税源移譲による負担増減額		0円

夫68歳、妻63歳の場合

年金収入300万円(年額)

	平成18年度分	平成19年度分
住民税	53,000円	住民税 97,000円
定率減税	△ 3,700円	
所得税	88,000円	所得税 44,000円
定率減税	△ 8,800円	
合計	128,500円	合計 141,000円
定率減税廃止による負担増		12,500円
税源移譲による負担増減額		0円

*一定の社会保険料控除がされているものとして計算しています

住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢にかかわらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担増を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度

合計所得金額
125万円以下の方

非課税

平成18年度以降

課税

経過措置として
平成18年度は税額の3分の2を減額
平成19年度は税額の3分の1を減額
平成20年度以降は、全額負担

※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。

平成20年度分住民税から適用 地震保険料控除が創設されました

地震への備えに対する国民の自助努力を支援する施策の一環として、地震保険への加入を促進するため、地震保険料控除が創設され、同時に、火災保険・傷害保険に対する従来の損害保険料控除は廃止されました。国税は平成19年分以降の所得税、地方税は平成20年度分以降の住民税について適用されます。この控除により、支払った地震保険料の2分の1相当(所得税は上限5万円、住民税は上限2万5千円)が所得控除として認められます。なお、平成18年末までに締結した長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの)には、これまでの損害保険料控除を適用する経過措置がとられています。